

令和4年度 農家集会 資料

令和5年2月

【 問い合わせ先 】

古賀市 農林振興課 電話 092-942-1120

- | | | | |
|-------------------------|-------|----|------|
| ○ 令和5年度経営所得安定対策に関する事 | 農林振興係 | 担当 | ： 福田 |
| ○ 使用済みノリ網の購入希望調査に関する事 | 農林振興係 | 担当 | ： 福田 |
| ○ 農機具の再利用に関するアンケートに関する事 | 農政係 | 担当 | ： 高原 |

・営農計画書提出期限:令和5年2月27日(月)(農区小組合長へ提出)

・希望者のみ農区回覧にて申込 申込期限:令和5年3月10日(金)

(農区長でとりまとめて農林振興課へ提出)

・該当者のみ 提出期限:令和5年2月27日(月)(農区小組合長へ提出)

〈営農計画書(水稻生産実施計画書)の配布について〉

営農計画書は、昨年度の提出者及び令和4年度に市が作付予定を把握している農業者に配布しています。お手元に営農計画書が配布されなかった場合でも、令和4年度に作付予定がある場合は提出が必要となります。

営農計画書の提出が必要となった場合は、古賀市農林振興課(942-1120)までご連絡ください。

[illegible]

令和5年度 経営所得安定対策について

1

令和5年産の米政策



- 国の米政策の見直しにより、平成30年産から行政による生産数量目標の配分がなくなり、農業者（産地）は主体的に需要に応じた生産・販売を行うことになりました。
- 主食用米の国内需要は、人口の減少等により、近年では毎年約10万トンずつ減少しています。**このような状況で、地域の農業を守っていくためには、水田を利用して、主食用米以外の「需要ある作物」への転換を図っていく必要があります。
- 令和4年度の米価は、前年度に比べ、11月までの相対取引価格で1063円上がっています。着実に作転換が進んでおり、需要に応じた生産が徐々に定着してきています。
- 米価の下落を防ぐためには、バランスの良い生産・販売が大切です。古賀市の主食用米については、皆さまの協力のもと**令和4年度は前年度に比べ721aの減少**となりました。
- 経営規模に関わらず、令和5年度の営農計画において主食用米から他作物への転換にご協力をお願いします。**

2

古賀市の方針



- 米価の下落を防ぎ、水田の農業の経営安定を図るため、生産数量目標を配分し、需要に応じた米生産を推進していきます。

古賀市における令和5年産主食用米の生産数量目標に相当する数値等について

- ① 作付計画数量 1025.3トン
- ② 作付計画面積 212.3ha
- ③ 基準単収 483kg/10a
- ④ 生産数量目標の生産調整率

農 振 農 用 地	61.8% (38.2%)
農 振 外 農 地	34.7% (65.3%)
市街化区域内農地	31.8% (68.2%)

※()内は、主食用米を作らない水田の割合

3

令和5年度水田活用の直接支払交付金等について



交付対象

- ・販売目的で生産（耕作）する販売農家、集落営農
- ・基幹作物のみ（一部二毛作あり）

対象作物

- ・水田で生産（耕作）する麦、大豆、飼料作物、加工用米、飼料用米等と古賀市が指定する野菜等（※別表参照）

令和9年以降交付対象とならない水田

- ・**令和4年～令和8年の間に、一度も水張りが行われない農地**

※畦畔や用水路等有しない農地は、水張りができないため対象外となります。また、畦畔や用水路等を有していたとしても、5年間水張りをしない農地は令和9年度以降交付対象外となります。今後、水田機能を有しつつ転換作物を生産する農地については、水稻と転換作物とのブロックローテーション等を検討ください。

重要



(別表)

令和5年度 水田活用の直接支払交付金等一覧表

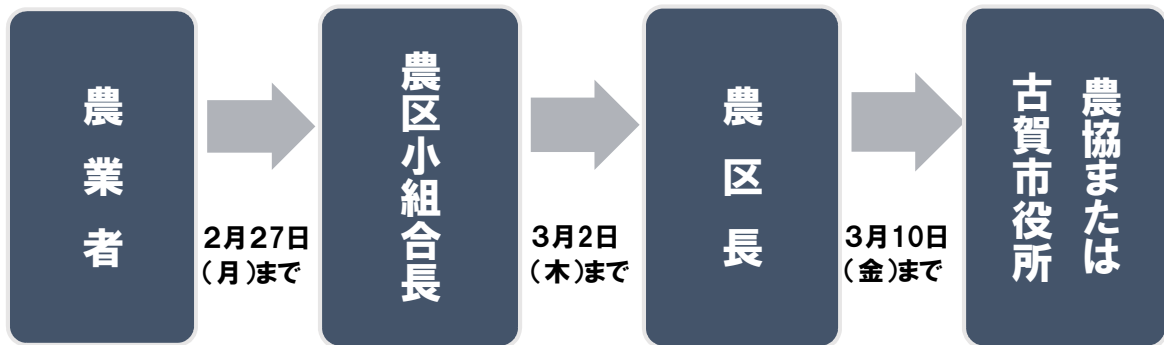
	対 象 作 物	交付予定上限単価 (10aあたり)	要 件 等	
戦略作物助成	麦 大 豆 飼 料 用 作 物	35,000円	・播種前契約をしていること ・飼料用とうもろこしを含む ・多年生牧草は、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援	
	W C S 用 稲	80,000円	・播種前契約をしていること	
	加 工 用 米	20,000円	・播種前契約をしていること	
	飼 料 用 米 米 粉 用 米	収量に応じて 55,000円 ～105,000円	・播種前契約と数量検査をしていること ・標準単収以上の収量が確実だった場合、自然災害等の場合でも、特例措置として標準単価(8万円/10a)で支援	
産地交付金（国）	新市場開拓米(輸出用米) (複 数 年 契 約)	10,000円	・3年以上の複数年契約をしていること	
	そば なたね 新市場開拓米(輸出用米) 地 力 増 進 作 物 ※	20,000円	※地力増進作物 ・対象作物に適した作期や作業(すき込み等)、計画的な土づくりに対する支援 ・同一ほ場への連続支援は原則2年間まで	
	※飼料用米・米粉用米(複数年契約)は令和4年度で交付対象作物から除外となる			
産地交付金（古賀市地域振興品目）	ス イ ー ト コ ー ン	(23,000円) 22,400円	重要 ・認定農業者、認定新規就農者、集落営農であること ・主食用米と戦略作物または戦略作物同士の組み合わせであること 重要 ・令和5年度より追加 重要	
	加工用米(二毛作)	(16,000円) 12,000円		
	麦 (二 毛 作)	(16,000円) 4,719円		
	飼 料 用 米	(6,000円) 4,300円		
	ブ ロ ッ コ リ ー	(10,000円) 7,600円		
※つぼみ菜・かつお菜・甘長トウガラシ・キャベツ・なす・ジャガイモ・サトイモ・タマネギ・ダイコン・ニンジン は令和4年度で交付対象作物から除外となる				
古賀市助成	加 工 用 米	10,000円	・主食用米の生産数量目標を達成していること ・経営所得安定対策等交付金を申請していること ・販売目的の作付であること	
	飼 料 用 米 米 粉 用 米	12,000円		
	飼料用米(耕畜連携)	8,500円		・耕畜連携に取り組んだ場合に上乗せ

※ 上段()内は上限額、下段が当初単価であり、国から配分された資金枠の範囲で最終的に上限内で単価を設定します

※ 内は上限額であり、国から配分された資金枠の範囲内で最終的に単価を設定します

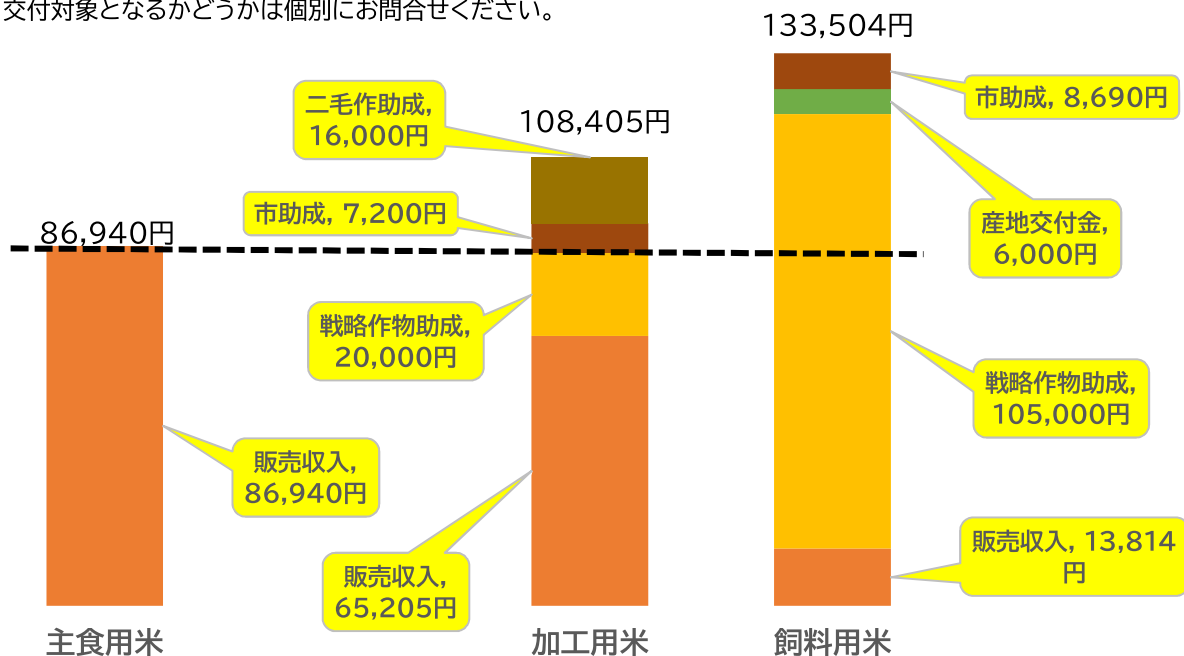


- 営農計画書には、昨年度の生産作物等を記載しています。記載された内容を参考に令和4年度の営農計画をたててください。
- 営農計画書の記入例をつけています。記載漏れがないようご注意ください。
- 一度提出した営農計画書の内容に変更がある場合は、速やかに古賀市農林振興課までご連絡ください。（**水稻は7月中旬まで、転作作物は12月末まで**にご連絡ください）



主食米から加工用米、飼料用米へ転換した場合の10aあたりの収入比較

※各助成金はそれぞれの要件を満たしたうえで受けることができます。
交付対象となるかどうかは個別にお問合せください。



- ・ 主食用米は令和4年産収量、**概算金単価(玄米)で試算したもの**であり精算後は上がる可能性あり
- ・ 主食用米と加工用米は、夢つくし2等の場合で試算したもの
- ・ 手数料等は含まれていない
- ・ 飼料用米の戦略作物助成は105,000円として試算したもの
- ・ 加工用米の二毛作助成額は上限単価のため変更の可能性あり
- ・ 飼料用米の産地交付金は上限単価のため変更の可能性あり
- ・ 市助成は令和4年度最終調整単価で試算したもの

水田活用の直接支払交付金の 交付対象水田について

令和4年より5年間に一度も水稻の作付（水張り）が行われていない農地は、交付対象水田からはずれます。

ただし、以下に該当するものは、交付対象水田から除外となりません。

- ①災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ②基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※湛水管理を1か月以上行い、かつ連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったとみなします。

交付対象水田からはずれると．．．

●水田活用の直接支払交付金の対象作物を作付けしても交付金がもらえません。

例) 交付対象作物を作付けした農地で令和4年度から令和8年まで一度も水稻の作付をしなかった場合はどうようになるか。

〈回答〉

令和3年度 → 令和3年度の設定額を交付する
令和4年度～令和8年度 → 各年度の設定額を交付する
令和9年度 → 交付金なし → 交付なし

●一度、交付対象水田から除外されると、その後水稻を作付けしても対象水田にもどすことはできません。

例) 令和4年度から令和8年度に一度も水稻の作付をしなかったが、令和9年度に水稻の作付をし、令和10年度に交付対象作物を作付けした場合はどうか。

〈回答〉

令和9年度に交付対象水田から除外されているため、その後水稻を作付けしたとしても対象水田に戻すことはできない。

●借地の場合、対象水田から除外となることで、耕作者と土地所有者とのトラブルになる可能性があります。水稻作付をしない場合は、土地所有者へ事前に合意をとるにしてください。

例) 耕作者が5年間水稻の作付をせずに農地を土地所有者へ返還した場合、次の耕作者が水稻の作付をすれば対象水田となり交付金を受けることができるか。

〈回答〉

できない。農地ごとに水田の管理をする。耕作者の変更は関係なく対象水田の管理を行うため、借地の耕作者は十分注意をすること。

使用済みノリ網の購入希望調査について

使用済みノリ網の購入希望調査について

平素より古賀市の農業行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年度に鳥獣による農業被害の対策として、福岡有明海漁業協同組合連合会が海苔の養殖にて使用した使用済みノリ網を1枚約400円にて販売いたしました。

令和5年度においても枚数を確保できれば、販売を予定しておりますので、購入を希望される方は、別紙の調査票に必要事項をご記入いただき、農区ごとに提出をお願いします。

記

1. ノリ網の規格等 1枚あたり:高さ 約1.8m×長さ 約18m 網目 15cm角
2. 申込単位 10枚を1束にて販売
3. 価格 1束4,000円程度を予定
4. お支払い 引き渡し時に現金にて
5. 引き渡し時期 令和5年8月を予定
6. 申込方法 別紙申請書へ必要事項をご記入いただき
農区ごとに申請書をご提出下さい
※農林振興課への提出期限:令和5年3月10日(金)

7. 注意事項

※使用済みノリ網の提供状況により、要望束数を確保できない場合がございます。

あらかじめご了承ください。

※ノリ網の規格等が変更になる場合があります。

※価格は1束4,000円程度を予定しておりますが、変動する場合がありますので、
ご了承の上お申し込みください。

令和5年度ノリ網購入希望調査一覧

令和 5 年 2 月 日
農区名：

[illegible]

提出先：古賀市役所 農林振興課

提出期限：令和5年3月10日(金)

農機具の再利用に関するアンケートについて

農機具の再利用に関するアンケート

古賀市農業委員会

地産地消研究会 班長 秋山 博敏

古賀市農業委員会地産地消研究会では、使用されなくなった農機具の再利用をお手伝いする取組を行っています。**無償で**新規就農者や他の農業者に譲ってもいいというような農機具、または不用であれば譲ってほしいという農機具がありましたら、該当する欄に「○」を記入していただけますようお願いいたします。

該当がある場合は、2月27日（月）までに各区農区小組合長にご提出いただきますようお願いいたします

※**直ちに農機具などを譲っていただくようお願いするものではありません。**

※「譲ります」と「譲ってください」の**希望がマッチング**しましたら、農業委員会事務局より連絡させていただきます。

記入者	農区		氏名										電話			
	例															
農機具	草刈り機	耕運機	草刈り機	発電機	散布機	散粒機	動力噴霧	播種機	脱穀機	高圧洗浄機	籾摺機	精米機	チェーンソー	ポンプ	運搬車	
譲る	○															
譲ってほしい																

見 本

農機具	ブリッジ	ポリタンク	剣先スコップ	平くわ	備中鋤	三角ホ	マルチカッター	小型管理機	攪拌機	一輪車	トラクター	田植え機	コンバイン		
譲る															
譲ってほしい															

※例にないその他農機具等がありましたら、

空欄部にご記入ください。

【問い合わせ先】

古賀市農業委員会 事務局担当：高原

電話：942-1140